

投資信託積立取引取扱規定 新旧対照表

(下線が改定部分)

新	旧
<p>第5条（指定投資信託の買付け）</p> <p>(1) お客様は、毎月当社の定める日又はお客様が指定した日（以下「買付日」といいます。）に、当社の定める範囲の金額・単位で、指定投資信託の買付けを行うよう指定することができます。ただし、本項各号のいずれかに該当する場合は、当初指定された金額での買付けではなく、本項各号に定めるところに<u>従い</u>、買付けることを指定できるものとします。</p> <p>なお、お客様が、<u>本項第1号又は第2号の指定をしない場合、かつ、買付けにより一般NISAまたはつみたてNISAの非課税投資枠又はジュニアNISA口座の非課税投資枠を超えることとなる場合は、指定投資信託の買付けは行いません。</u></p> <p>① <u>2023年までに適用されるNISA制度において</u>お客様がNISA口座での買付けを指定した場合で、買付けにより租税特別措置法第37条の14第5項第2号イ又は第4号イに定める金額（以下、「<u>一般NISAまたはつみたてNISAの非課税投資枠</u>」といいます。）を超えることとなる場合、お客様は、お客様が当初指定された金額のうち、<u>一般NISAまたはつみたてNISAの非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けることを指定できるものとします。</u></p> <p>② <u>2023年までに適用されるジュニアNISA制度において</u>お客様がジュニアNISA口座での買付けを指定した場合で、買付けにより租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号ロ(1)に定める金額（以下、「<u>ジュニアNISA口座の非課税投資枠</u>」といいます。）を超えることとなる場合、お客様は、お客様が当初指定された金額のうち、<u>ジュニアNISA口座の非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けることを指定できるものとします。</u></p> <p>③ <u>2024年以降に適用されるNISA制度において</u>お客様がNISA口座での買付けを指定した場合で、<u>買付けにより租税特別措置法第37条の14第5項第</u></p>	<p>第5条（指定投資信託の買付け）</p> <p>(1) お客様は、毎月当社の定める日又はお客様が指定した日（以下「買付日」といいます。）に、当社の定める範囲の金額・単位で、指定投資信託の買付けを行うよう指定することができます。ただし、本項各号のいずれかに該当する場合は、当初指定された金額での買付けではなく、本項各号に定めるところに<u>したが</u>い、買付けることを指定できるものとします。</p> <p>新設</p> <p>①お客様が<u>非課税口座</u>での買付けを指定した場合で、買付けにより租税特別措置法第37条の14第5項第2号イ又は第4号イに定める金額（以下、「<u>非課税投資枠</u>」といいます。）を超えることとなる場合、お客様は、お客様が当初指定された金額のうち、<u>非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けることを指定できるものとします。</u></p> <p>②お客様が<u>未成年者口座</u>での買付けを指定した場合で、買付けにより租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号ロ(1)に定める金額（以下、「<u>未成年者口座の非課税投資枠</u>」といいます。）を超えることとなる場合、お客様は、お客様が当初指定された金額のうち、<u>未成年者口座の非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けることを指定できるものとします。</u></p> <p>新設</p>

6号イ又は同号ハに定める金額（以下、「NISAのつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠」といいます。）を超えることとなる場合は、お客様の指定がなくとも、お客様が当初指定された金額のうち、NISAのつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けるものとします。

削除

(6)第3条第1項第5号においてNISA口座での買付を指定した場合、毎月10日（非営業日の場合は前営業日）及び買付日に残り非課税枠の判定を行い、買い付けます。ただし、本項各号のいずれかに該当するときはクレジットカード決済による買付を行いません。またこの場合、12月分の買付日から起算した受渡日が翌年となる場合においても、12月分の買付は行いません。

①買付日が2023年以前であり、12月10日（非営業日の場合は前営業日）または買付日時点で一般NISAまたはつみたてNISAの非課税投資枠の残りが積立額に満たない場合

②買付日が2024年以降であり、12月10日（非営業日の場合は前営業日）または買付日時点でNISAのつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠の残りが第3条第1項第5号において当社が定める買付金額の下限に満たない場合

以上

なお、お客様が、本項第1号又は第2号の指定をしない場合、かつ、買付けにより非課税投資枠又は未成年者口座の非課税投資枠を超えることとなる場合は、指定投資信託の買付けは行いません。

(6)第3条第1項第5号において、12月10日（非営業日の場合は前営業日）から起算した指定投資信託の受渡日が属する年の残り非課税投資枠が積立額に満たない場合、クレジットカード決済による買付は行われません。またこの場合、12月分の買付日から起算した受渡日が翌年となる場合においても、12月分の買付は行われません。

新設

新設

以上